

(答弁書第四十号) 昭和二十二年八月二十八日配付

内閣参甲第四五号

昭和二十二年八月二十六日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出墓地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出墓地に関する質問答弁書

山林は、原則として農地の如く、嚴重な使用目的變更の制限とか、移動の制限を行つていないが、墓地の新設許可は地方廳の所管に属して居るので、当該山林を墓地として許可するや否やは地方事情に即して処理されるものと認められる。尙保安林等の如く特別の制限をうけて居る山林に付ては其の制限に従うべきことは云う迄もない。